

武谷三男に学ぶ原発事故後の「福島」 # 11 (2024/06/21) テキスト

テーマ「特権と人権」

★「特権と人権」の概念についての武谷三男の議論 『特権と人権』1979より

私は戦後一貫して、原水爆問題、労災、公害、安全性、原子力問題などに対して、主として私の技術論の立場から取り組んできた。これらにおいて、学者グループ、労働組合、市民運動とともに歩いてきた。また私の専門の物理学そのものの研究をグループでおしすすめてきた。このような活動を通じて、その根本的な哲学的な概念として、人権と特権という対立した考えを基本において考えるのがきわめて有効であるということがわかってきた。(2頁)

特権と人権の論理を要約すると、特権は私権及び身分をあらわすものであり、差別の論理である。これに対して人権は連帯の論理であり、身分や国家をはなれた、職能の立場、すなわち労働者とか、学者とか芸術家とか、いわゆる職に貴賤はないといわれる立場を意味する。特権と人権は対立した概念であり、一人の人間において両者が常に拮抗しているものである。(3頁)

独占資本主義の現段階においては、独占資本というものは非常に手が込んでいて、複雑な社会的機構を編み出して、階級関係をわかりにくくさせている。(中略)今日は特に労働者階級というと、どこからどこまでが労働者階級かというようなことがきわめて不分明で、はたして今日の労働者といわれている人たちが、労働者の階級意識をどこまで持ち得るようになっていくかということは、なかなかむずかしい問題になっているのではないか。たとえば大企業の労働組合、官公労などである。

また日本では、下請けが幾重にもなっている。大組織の労働者は、労働組合というときには、かけ声も勇ましく、また理論的であるが、同時に社員意識も強く、下請けなどに対しては非常に特権的なふるまいをする。公務員も労働者だといっているが、他方市民に対して特権的なふるまいをするとうよくいわれるような問題がある。そこでもう一度はっきりと基本的なところから理論的に考えなおす必要にせまられているように見うける。

それとは別に、労働問題だけではなく、戦後、市民運動や反公害闘争といった問題で闘う場合にいろいろと問題があり、それをすっきりした形で考えていくのに、どういう考え方をする必要があるかが問われてきたのだが、やはり特権と人権という形でものを考えていくのが、連帯をつくっていくうえでいままでの私の経験からいって、非常に役に立ったといえる。

おもに自民党の政治家や官僚などが人権といえども公共の福祉のためには制限されねばならないというようなことをよくいう。これは人権と私権の混同である。この混同は一般的傾向である、いや役人などは混同、混乱させておいて、市民運動とか反公害闘争に対して公共のためだ、がまんせよという。たとえば新幹線とか、また三里塚に新東京国際空港をつくるなどというときに、被害を受ける人達から反対が出てくる。

これに対し、公共のために必要なものだ、だから反対は認められないという形で役人などが説得に当たる。こういう問題について、（中略）基本的に使っている考え方は特権と人権の論理である。（4-5 頁）

★「公共の福祉と人権」の関係についての武谷三男の議論：『自然科学概論第3巻』1963より

この書においてとくに重点をおいたのは、科学者が未来をきずくためにどのような考え方をしなければならないかを、展開することである。その根本は、われわれはあくまで人権の立場にたたねば、人類の未来をきりひらくことはできないということである。人権を基礎においた社会を考える場合に、公共の福祉をいうものは、人権を守るためのものであるということを忘れてはならないのである。

よく日本では、公共の福祉のためには、基本的人権も制限されてもやむをえない、というような政治家の議論をみることがある。公共の福祉というものは、人権のために存在するのであり、人権を完全に守るためのものである。公共のために制限されるべきものは特権なのである。その意味で日本には公共というものが、少なくとも戦前には存在しなかった。今日も、公共というものが真に確立されたとは言いがたい。公共ということが日本でいわれる場合には、必ずそれは、特権の代表としての国家権力というものになってしまう。つまり、日本に存在しているのは“お上”であって、公共ではない。これは日本社会を外国の社会とくらべるとき、だれでもまず最初に気がつくことである。すなわち、警察とかその他の政府機関というものが、外国のサービスのあり方とまるで違って、権力的であるのはそのためである。

それと同時に人民もまた、真の意味の公共という観念をもっていない。いな、公共は存在しないのだから、それも当然である。公共のない国家権力は、人民の利益に対立するものであった。（中略）戦後日本の社会制度には部分的に民主主義が導入されたといっても、まだ公共が確立されていない。（後略）（411-2頁）

★特権と人権の区別について、考えてみましょう

★特権と人権の例を挙げてみましょう